

食品表示法に基づく指示・公表及び回収等命令の指針の概要

1 食品表示法とは

これまで、食品の表示については様々な法律により規定されてきましたが、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、平成25年6月、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が成立し、平成27年4月1日より施行されました。

2 行政指導及び行政処分指針を策定する趣旨

食品表示法において、食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならないと規定されており、不適正な表示に対する措置として、都道府県等は、権限の委任に関する政令に従い、指示等の行政指導、回収等命令の行政処分を行うことができるとされています。

また、国においては、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」、「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針」を策定し、都道府県等に対しても、両指針に準じた指針を策定することを求められていることから、全国統一的な運用を図るため、本県でも国の指針に準じた指針を策定します。

3 指針案の要約

(1) 食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針案

- ① 食品表示基準違反については、「指示・公表」を基本として、以下の条件を全て満たす場合は「指導」
 - 常習性がなく過失による一時的なものであること。
 - 表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。
 - 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供していること。
- ② 食品関連事業者が表示を適正に行っている根拠となる情報が記載されている書類の整備・保存を怠っている場合には、当該書類を整備・保存するよう「指導」し、その場合において食品表示基準に違反する蓋然性が高い場合は「公表」

(2) 食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針案

- ① 食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼすものとして内閣府

令で定める事項^{※注}に該当する食品表示基準違反について、緊急の必要があるときは、回収等を命じ、その内容を公表する。

○ 食品衛生法により販売等をしてはならない食品については、食品衛生法の措置が優先

○ 消費者の安全を迅速に確保する観点から行政指導による対応も可

※注：アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限、加熱を要するかどうかの別等

② さらに、食品関連事業者等が直ちに食品表示基準に適合した表示を行うことが困難である場合は、一定の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命じ、その内容を公表する。

なお、この場合の業務の停止期間及び業務の範囲は、食品を摂取する際の安全性の確保の観点から必要最小限のものとする。

○業務停止命令の対象となる例

- ・ 製造又は加工の工程管理が不十分であるため正しい表示ができない場合
- ・ 消費期限、保存の方法等の設定に科学的根拠がなく直ちに適切な表示をすることができない場合

③ これらの措置を行った後、必要に応じて「指示・公表」を実施する。

○ 「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に準じる。